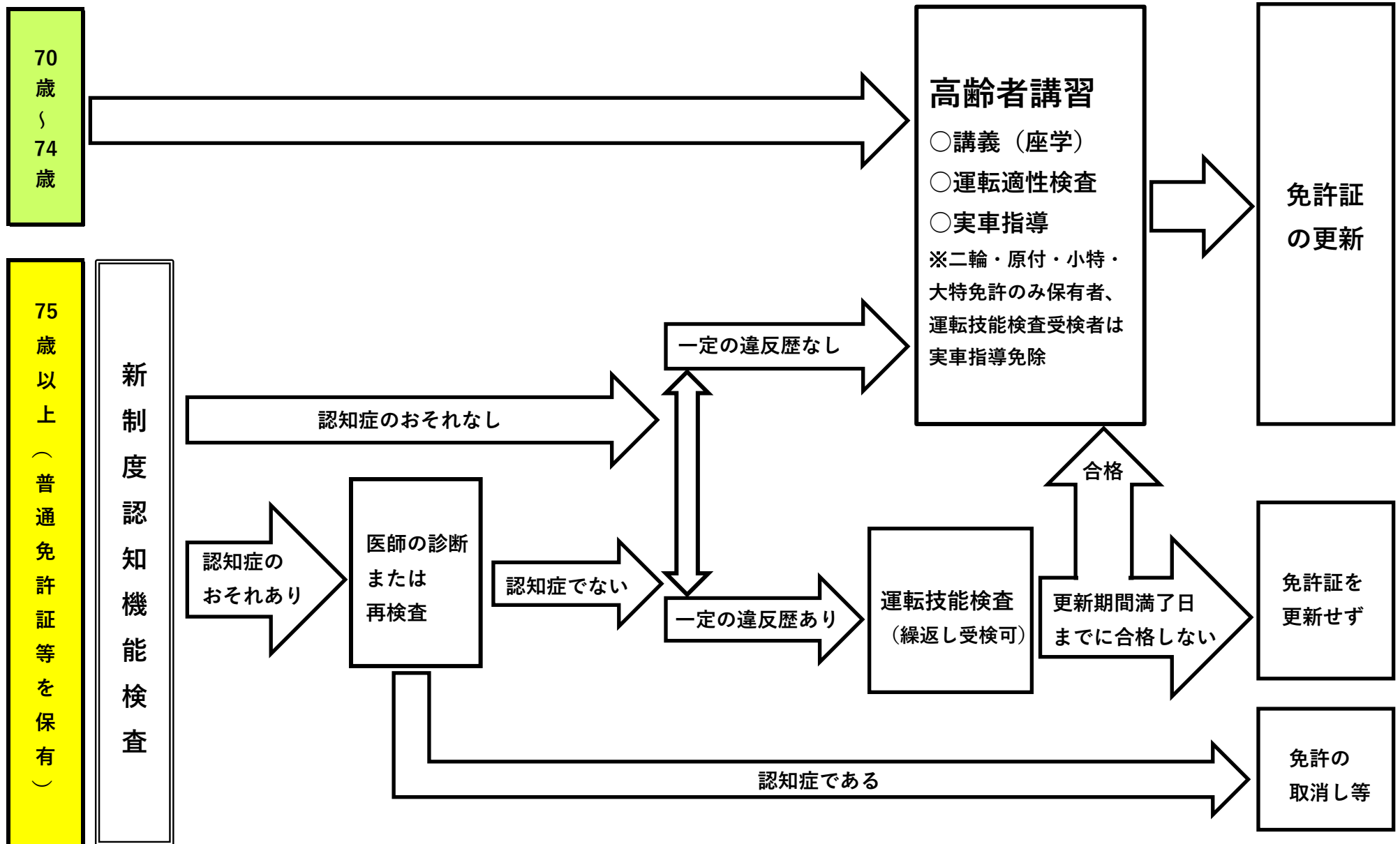


# 高齢者講習の流れ（令和4年5月13日改正）



## 1. 更新期間が満了する日における年齢が70歳以上のかた

運転免許証の更新申請前に高齢者講習を受講してください。

講習は、有効期間満了日の6ヶ月前から受講できます。

### 講習実施場所と予約変更方法

講習のお知らせ（有効満了日の6ヶ月前ころに送付されます。）が届いたら速やかに講習日時・講習場所を確認し、受講してください。

変更をご希望される方は **0570-02-5489（ナビダイヤル）** に連絡してください。（平日9：00～16：00）

## 2. 更新期間が満了する日における年齢が75歳以上のかた

運転免許証の更新申請前に認知機能検査を受検してください。又、運転技能検査対象者のかたは受検してください。

認知機能検査のお知らせ（有効期間満了日の6ヶ月前ころに送付されます。）が届きますので、速やかに日時と場所を確認し、受検してください。又、運転技能検査対象の有無を確認してください。

認知機能検査終了後、おおむね1ヶ月で高齢者講習と運転技能検査（対象者のみ）のお知らせが届きますので、速やかに日時と場所を確認し、受講・受検してください。（同日で実施しています。）

### 運転技能検査対象者

誕生日の160日前の日前3年間に一定の違反行為があるは運転技能検査の受検が必要です。

1. 運転技能検査に合格しないと更新ができません。

※第一種免許のかたは70点以上、第二種免許保有のかたは80点以上が合格です。

※二輪、原付、大特、小特のみ保有のかたは運転技能検査の対象外です。

2. 検査内容は、一時停止、信号通過、右左折、指示速度、段差乗り上げなどの課題を行います。

3. 何度でも受検することが可能です。（1回3,550円）

免許種別等	普通自動車対応免許 (運転技能検査対象のかたを除く)	・二輪、原付、大特、小特のみ保有 ・運転技能検査対象のかた
手数料	6,450円	2,900円
講習時間	2時間	1時間
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義(30分)</li> <li>・検査器を使って行う運転適性指導</li> <li>・教習所のコース内運転指導(60分)</li> </ul> ※教習所の車両を運転していただきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義(30分)</li> <li>・検査器を使って行う運転適性指導(30分)</li> </ul>

※高齢者講習は合格・不合格はありません。受講後、「高齢者講習終了証明書」が交付されます。

◎**高齢運転者相談電話** ☎0570-02-5489 (ナビダイヤル)

受付時間 平日 9:00~16:00

・日時や場所を変更したい場合    ・一部の免許種別を返納された場合    ・特別な装具を要する車両を希望される場合

◎**更新手続きをしない場合** (高齢者講習を受講しない)

☞ ☎048-540-6001 (キャンセル専用※変更はできません。)

受付時間 平日 8:30~17:15